

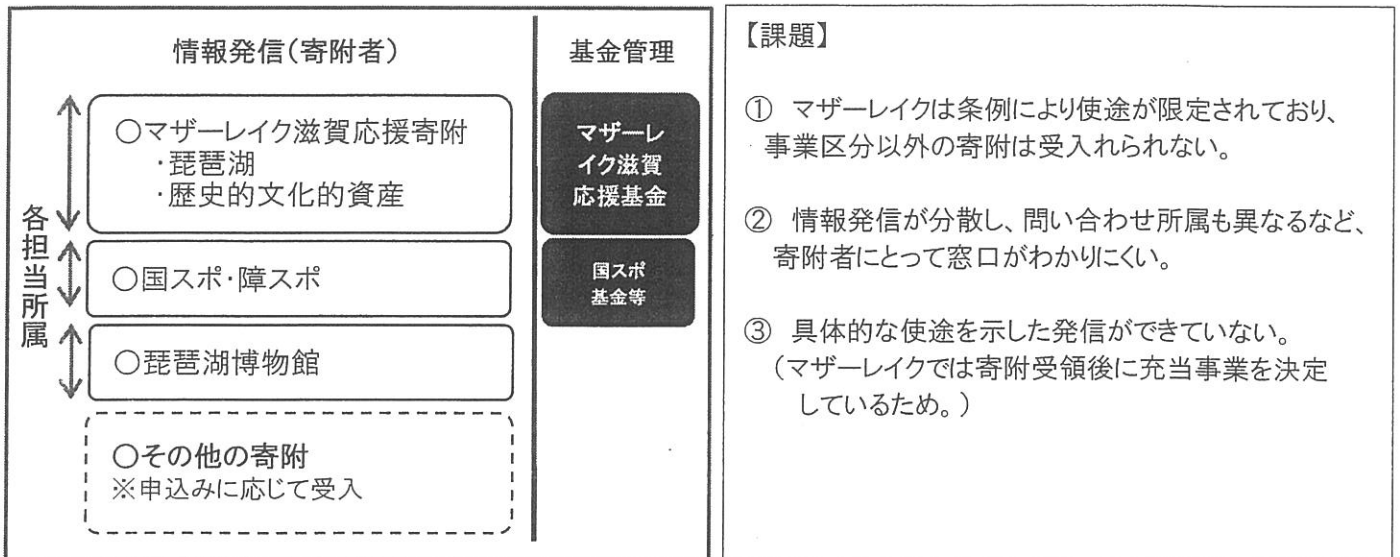
## マザーレイク滋賀応援寄附制度の改善について

### 1 趣旨

寄附の促進に向けた環境整備を図るため、平成20年に「マザーレイク滋賀応援寄附条例」を制定し、「琵琶湖」と「歴史的文化的資産」の2分野に限って寄附をいただいていた。しかし、10年余りが経過し、課題が出てきたことから制度の改善を行う。

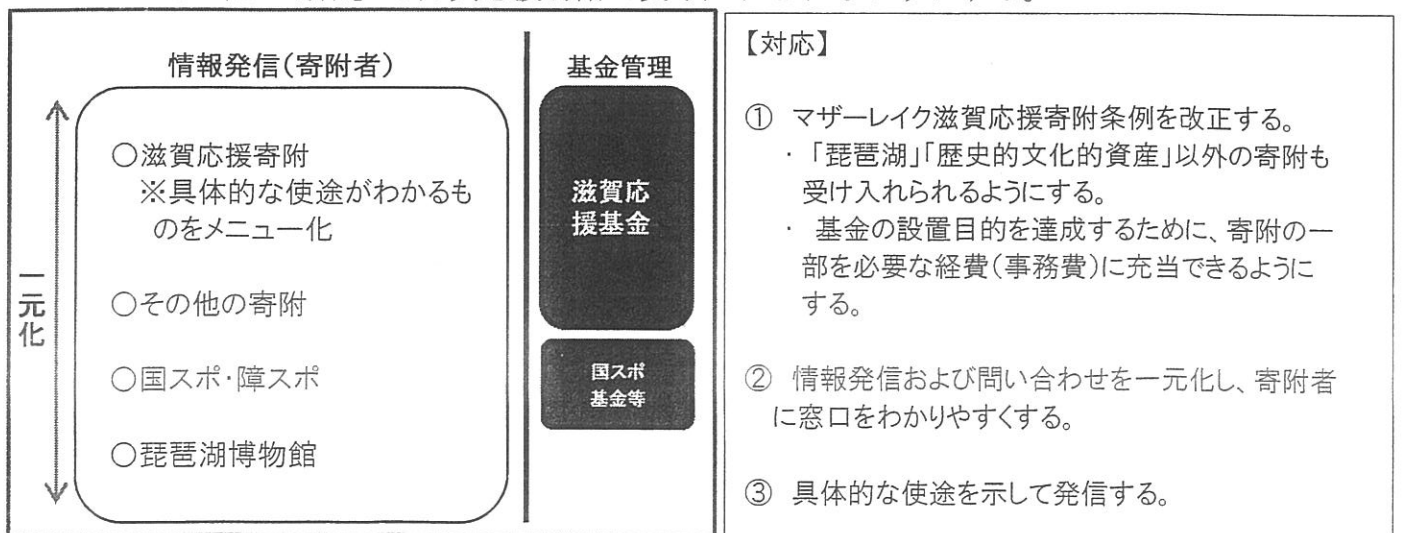
#### (1) 現状と課題

現行は、マザーレイク、国スポ・障スポ、琵琶湖博物館の寄附制度があり、「その他の寄附」は申込みに応じて受け入れている。



#### (2) 今後の方向性(案) 【寄附の事業用途の充実】

「その他の寄附」を滋賀応援寄附で受け入れられるようにする。





## マザーレイク滋賀応援寄附条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

滋賀県を応援しようとする個人または団体から受領した寄附金を財源として、広く滋賀の魅力ある地域づくりに資する事業の推進を図るため、マザーレイク滋賀応援寄附条例(平成20年滋賀県条例第81号)の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 題名を滋賀応援基金条例に改めることとします。(題名関係)
- (2) 滋賀応援基金(以下「基金」という。)は、滋賀県を応援しようとする個人または団体から受領した寄附金の適正な管理および運用を行い、これを財源として滋賀の魅力ある地域づくりに資する事業の推進を図るために設置するものとします。(第1条関係)
- (3) 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができることとします。(第6条関係)
- (4) 寄附金を財源として実施する事業に係る規定を削ることとします。(第2条および第3条関係)
- (5) その他
  - ア この条例は、平成31年4月1日から施行することとします。
  - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
  - ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

マザーレイク滋賀応援寄附条例新旧対照表

旧	新
<p><u>マザーレイク滋賀応援寄附条例</u> (目的)</p> <p><u>第1条</u> この条例は、琵琶湖の自然と滋賀の豊かな歴史的文化的資産を次の世代に引き継ぐために滋賀県の取組を応援しようとする個人または団体から広く寄附金を募り、これを財源として事業を実施することにより、滋賀の魅力ある地域づくりに資することを目的とする。</p> <p>(事業の区分)</p> <p><u>第2条</u> 前条の寄附金を財源として実施する事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 琵琶湖に関する次に掲げる事業</p> <p>ア 琵琶湖の総合保全に関する事業</p> <p>イ 琵琶湖における環境学習および体験学習に関する事業</p> <p>ウ 琵琶湖に対する総合的な理解を深めるための事業</p> <p>(2) 滋賀の豊かな歴史的文化的資産に関する次に掲げる事業</p> <p>ア 歴史的文化的資産の保存に関する事業</p> <p>イ 歴史的文化的資産の活用に関する事業</p> <p>(寄附金の使途指定)</p> <p><u>第3条</u> この条例に基づく寄附をしようとする者は、あらかじめ、前条各号に規定する事業のうち、自らの寄附金を財源として実施する事業</p>	<p><u>滋賀応援基金条例</u> (設置)</p> <p><u>第1条</u> 滋賀県を応援しようとする個人または団体から受領した寄附金の適正な管理および運用を行い、これを財源として滋賀の魅力ある地域づくりに資する事業の推進を図るため、<u>滋賀応援基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>

を指定することができる。

2 この条例に基づき受領した寄附金のうち、前項の規定による事業の指定がない寄附金については、知事が事業（前条各号に規定する事業に限る。）の指定を行うものとする。

#### （基金の設置）

第4条 この条例に基づき受領した寄附金の適正な管理および運用を行うに、第2条に規定する事業の推進を図るため、マザーレイク滋賀応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### （積立て）

第5条 基金として積み立てる額は、この条例に基づき受領した寄附金の額を基準として、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

#### （管理）

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### （運用益金の処理）

第7条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れられるものとする。

#### （繰替運用）

#### （削る）

#### （積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

#### （管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### （運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れられるものとする。

#### （繰替運用）

<p>第8条 知事は、財政上必要があると認めるときは、<u>確実な繰戻しの方</u>法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第9条 知事は、<u>第2条に規定する事業に必要な経費の財源に充てるため</u>に、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。</p> <p><u>(運用状況の公表)</u></p> <p>第10条 知事は、<u>毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例の<u>施行</u>に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付則 省略</p>	<p>第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、<u>確実な繰戻しの方</u>法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 知事は、<u>基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるため</u>に、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。</p> <p>(削る)</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に<u>定めるものほか、基金の管理</u>に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付則 省略</p>
---	---